四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　二
五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　二
六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　二
七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　二
八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　五　三
九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　五
一〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　一一
一一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一三　一二
一二　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一八　三
一三　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　二四　四
一四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　五
一五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三一　三八
一六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　四
○財務省、農林水産省、経済産業省
一　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示　二八　六
○国　税　庁
一　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件　四　五
二　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　七　二
○文部科学省
一　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　二〇　一五
二　文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件　二七　七六
三　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二七　七七
四　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　二七　七九
○文部科学省、国土交通省、農林水産省、環境省
一　小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画を変更する件　四　五
○厚生労働省
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和四年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一七　四
二　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一九　五
三　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和四年度及び令和五年度における財政安定化基金拠出率　一九　五
四　職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件　一九　五
五　労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件　一九　一三　七一
六　医師の労働時間短縮等に関する指針　一九　一三　七一
七　医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準　一九　一三　七三
八　医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの　一九　一三　七三
九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二〇　四
一〇　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二〇　五
一一　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二〇　六
一二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二〇　六